申請法務局　大阪
1　野邊　直紀　2　塚田　徹
3　角谷　諭　4　中谷　大知
5　岸野　昇　6　吉川　聰
7　河崎　尊　8　山口　典彦
9　三浦健太郎　10　篠木　力

申請法務局　京都
1　北村　尚長　2　土井　伸也
3　中島　昌行

申請法務局　神戸
1　前川　豊　2　梅田　啓人
3　細見　浩夫　4　関和　孝
5　大平祐規子　6　難波　宏行
7　池田　邦泰

申請法務局　奈良
1　椿　裕久

申請法務局　大津
1　伊藤　久夫　2　山本　規雄
3　川瀬　善行　4　小池　洋平

申請法務局　和歌山
1　宮崎　省志

申請法務局　名古屋
1　萩野　慎一　2　伊藤　裕之
3　勝田　崇　4　安田真由美
5　杉浦　元保　6　三浦　章司
7　渡邉　一成　8　土田　貴生
9　柴田　静篤　10　三宅　式樹
11　武田　隆作　12　鈴木　久雄
13　吉田　明

申請法務局　津
1　諸岡　伸亮　2　前田　寛治
3　西尾　光　4　境　幸一

申請法務局　岐阜
1　髙田　憲　2　廣瀬　泰輔
3　羽柴　幸子　4　吉野　淳哉

申請法務局　金沢
1　石黒　英二

申請法務局　富山
1　山上　泰彦　2　柳澤　俊哉
3　猪島　隆雄

申請法務局　広島
1　栗原　健治　2　志和　京子
3　山本　伸昭　4　隠村　勉
5　香川　岳久　6　中原　諒
7　同道一太朗　8　銭原　亨

申請法務局　山口
1　村田　洋平　2　古屋　孝之
3　長崎　有喜　4　篠田　智昭
5　長畑　宏

申請法務局　岡山
1　木村　信彦　2　白神　佳明
3　佐藤　勝政　4　髙木伸一郎
5　林　雄作　6　越智　秀樹

申請法務局　鳥取
1　恩部　正稔　2　加納　友広
3　生田　光泰　4　永美　祐輔

申請法務局　福岡
1　黒瀬　哲　2　樋口　修一
3　夏山　靖弘　4　柳之内　雄
5　須藤　健

申請法務局　長崎
1　稲益　哲也

申請法務局　大分
1　工藤　功武　2　三重野　達
3　佐藤　裕之

申請法務局　熊本
1　藤野　正義　2　濱水　剛

申請法務局　鹿児島
1　川畑　悦朗　2　西　健吾

申請法務局　宮崎
1　大野　祐輔　2　山元　康匠
3　中村　仁司　4　古川　英明
5　近藤　浩之

申請法務局　仙台
1　鈴木　禎　2　松本　茂樹
3　高橋　秀明　4　中鳥　秀
5　久道　弘果　6　西條　宗夫
7　蘇武　豊　8　松村　泰晴
9　八巻　真人　10　藤原　鋭枝

申請法務局　福島
1　長澤　正　2　竹田　安代

申請法務局　盛岡
1　松下　宏伸　2　松木　英樹
3　田中　厳保　4　小田嶋達浩
5　高橋健太朗

申請法務局　青森
1　小向　直人　2　角野　太
3　蝦名　浩記　4　上明戸　茂
5　加藤　靖隆

申請法務局　札幌
1　花田幸太郎

申請法務局　旭川
1　佐藤　篤　2　山田　篤
3　遠矢　剛

申請法務局　釧路
1　渡部　尚博

申請法務局　徳島
1　天野　秀紀

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十七年十月十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十七年十一月十八日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名　湯浅　敬二
生年月日　昭和二十八年九月十六日生
旅券申請上の住所　京都府京都市

二、返納すべき旅券
旅券番号　MU二八〇一一一六
発行年月日　平成二十七年二月十三日
旅券名義人　湯浅　敬二

三、返納すべき理由
当該旅券名義人は、平成二十七年八月六日、京都簡易裁判所から、電子計算機使用詐欺詐欺事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十七年九月二十五日、法務省から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年10月15日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	４号	滝沢市巣子1477番２から同市巣子1556番12までの上り線

公　告

諸　事　項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第１０７６号
札幌市豊平区西岡４条13丁目11番３号
申立人　畠中弘一郎
本籍北海道旭川市東光８条７丁目150番地89、最後の住所旭川市常盤通１丁目2432番地の４サーパス常磐公園405号、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日推定平成27年５月31日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和25年７月24日、職業無職
被相続人　亡　戸賀澤義幸
事務所旭川市４条通10丁目2234－２大同生命旭川ビル５Ｆあかつき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　畑地　雅之
旭川家庭裁判所

平成２７年（家）第３６６号
札幌市中央区大通西14丁目１番地
申立人　北海道信用保証協会
本籍北海道北見市とん田西町233番地、最後の住所北海道北見市とん田西町233番地２、死亡の場所北海道北見市、死亡年月日平成26年８月18日未明頃、出生の場所北海道北見市、出生年月日昭和27年５月18日、職業会社役員
被相続人　亡　塚本　親
事務所北海道北見市北２条西３丁目１番地朝田ビル４階
相続財産管理人　弁護士　川村　悠佑
釧路家庭裁判所北見支部